

令和3年5月28日
(令和6年9月27日更新)
出入国在留管理庁

ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方へ

ミャンマーにおける情勢不安を理由に帰国できず、本邦への在留を希望する方に、緊急避難措置として、在留や就労を認めることにしました。

1 対象者

ミャンマー国籍を有する方又はミャンマーに常居所を有する外国籍の方で、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方

(注) 現在有している在留資格に基づく活動を継続している方は、本措置に係る在留資格変更許可申請を行う必要はなく、現在有している在留資格で引き続き在留できます。

2 措置内容

現在有している在留資格に基づく活動が満了した方(※1)については、**原則として、「特定活動(1年・就労可)」への在留資格変更許可申請が可能**です(※2、※3)。

※1 「活動が満了した方」とは、例えば、雇用契約期間が満了した方、技能実習を修了した方、教育機関を卒業・修了した方などが該当します。

※2 ミャンマーにおける情勢が改善されていないと認められる場合には、在留期間更新許可申請が可能です。

※3 「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない方については、自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となり、監理団体等が実習先変更に係る必要な措置を講じたにもかかわらず、新たな実習先を確保できなかった場合に「特定活動(1年・就労可)」への在留資格変更許可申請が可能です。

3 提出書類

(1) 在留資格変更許可申請書(様式U(その他))

※顔写真も必要です。

(2) パスポートの写しやパスポートの出入国印など、上記1の対象

者であることが分かる資料

(3) 理由書

※「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない方については、現在の在留資格を変更する理由について、技能実習を継続できない理由を含めて詳細に記載してください。

(4) 説明書

※「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない方については、監理団体等が作成する説明書を提出してください。

※自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となったにもかかわらず、監理団体等が説明書の作成を行わない場合や、監理団体が既に廃業しているなど「説明書」を作成してもらえない場合には、その旨を地方出入国在留管理官署に相談してください。